

令和7年度 重要事項説明書

保育・教育の提供を開始するにあたり、当園から説明すべき事項は次のとおりです。

1 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 明和会
代表者氏名	理事長 八谷 重之
法人の所在地	袋井市広岡4296
法人の電話番号	0538-42-3228

2 利用施設

施設の種別	保育所	
施設の名称	明和第一保育園	
所在地	袋井市上山梨831-3	
電話番号	0538-49-0571	
管理者名	園長 村松 清一	
利用定員(年齢別)	0歳児 3号 6人	3歳児 2号 18人
	1歳児 3号 13人	4歳児 2号 20人
	2歳児 3号 13人	5歳児 2号 20人
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年度末に実施しています。	
第三者評価の概要	評価期間による事業評価を受け、その結果を公表しています。	
職員への研修の実施状況	内部研修年5回、外部研修年30回	
認可年月日	昭和54年4月1日	
事業所番号		

3 施設の目的・運営方針

事業の目的	児童福祉法により、保護者の委託を受けて乳幼児の養護と教育を行い、保育する。
理念	保育理念 一人ひとりの個性と夢を大切にした子育て支援を提供します。
	方針 保育を提供する場として、子どもと保護者「一人ひとりを大切に」
	保育目標 いつも元気に遊べる子ども
	思いやりのある心豊かな子ども
	美しいものに感動し表現力の豊かな子ども
	健全な保育環境作り

4 施設・設備の概要

敷 地	全体	2,162.12㎡	(屋外遊戯場)
	園庭	1,485.00㎡	
建 物	構造	RC造平屋建て	* RC ; 鉄筋コンクリート造り
	延べ面積	633.12㎡	
施設の内容	乳児室 2室	保育室 4室	
	ほふく室 2室	遊戯室 1室	
	調理室 1室	幼児用トイレ 2室	
	調乳室 1室	乳児用トイレ 1室	
設備の種類	各室冷暖房、プール、大型遊具、1t耐震型貯水槽		

5 職員体制 令和6年1月1日現在

職 名	職務の内容	常勤	非常勤
施 設 長	園務を統括し、所属職員を監督		1人
主任保育士	園長を補佐し、命を受けて園務の一部を処理、園児の保育を統括	1人	
保 育 士	園児の保育業務	11人	5人
保 育 補 助	園児の保育業務の補助		1人
調 理 員	給食おやつの提供	3人	
事 務 員	経理等事務的業務	兼務1人	

*当園では、「静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」(平成25年3月28日静岡県条例第29号)の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記職種の職員を配置しています。

6 保育を提供する日

開 園 日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時15分から午後6時45分まで(土曜日は午後6時15分まで)
休 園 日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで
そ の 他	土曜日は延長保育を行いません。

*気象警報発令時の対応について・・・別紙「園のしおり」参照

*感染症流行時の対応について・・・別紙「園のしおり」参照

7 保育を提供する時間

保育標準時間認定	保育時間	午前7時15分から午後6時15分まで
	延長保育時間	午後6時15分から午後6時45分まで
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで
	延長保育時間	午前7時15分から午前8時30分まで 午後4時30分から午後6時45分まで

*上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担（150円/30分）が必要です。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 外部講師による鼓隊指導・体育指導・英語指導を行っています。

食育活動（クッキング・収穫体験）を行っています。

(3) その他

延長保育事業・乳幼児保育促進事業・障がい児保育事業の実施

9 食事の提供方法等について

(1) 食事の提供方法

自園調理（栄養士が献立を作成し、調理員が調理し給食を提供します。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	午前9時10分ごろ	午前11時10分ごろ	午後3時10分ごろ	完全給食
1歳児	午前9時15分ごろ	午前11時15分ごろ	午後3時15分ごろ	〃
2歳児	午前9時20分ごろ	午前11時20分ごろ	午後3時15分ごろ	〃
3歳児		午前11時30分ごろ	午後3時15分ごろ	〃
4歳児		午前11時40分ごろ	午後3時ごろ	〃
5歳児		午前11時45分ごろ	午後3時ごろ	〃

(3) アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による生活管理指導書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギー緊急対応マニュアルがあります。

(4) その他衛生管理等

集団給食施設届出を静岡県西部保健所へ提出しています。

日々の健康管理チェック、確認及び検便検査の実施（1カ月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。（10月～3月はノロウイルス検便検査実施）

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

食の安全に配慮した調理を行い、食べることを楽しむ食育活動に取り組みます。

献立表には栄養摂取量や使用材料、主な調味料を記載しています。

離乳食・アレルギー等への対応は、保護者と個別に連絡を取り対応しています。

10 利用料金

保育に係る利用者負担（保育料）

- (1) 【0歳児、1歳児、2歳児】支給認定を受けた袋井市に対し、袋井市が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用いただきます。（詳細は市こども未来課まで）。

- (2) 【3歳児、4歳児、5歳児】給食材料費として、1月当たり主食費600円、副食費5,600円合わせて6,200円を保育園に口座振替によりお支払いいただきます。
- (3) 別紙項目の保育用品につきましては、各自ご負担いただきます。
- (4) 保育料とは別に、保護者会からの会費の徴収があります。

11 利用の開始

当園では、袋井市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12 利用の終了

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 利用幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- (3) 市外に転出するとき
- (4) 長期欠席するとき
- (5) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 嘱託医

(1) 内科

医療機関の名称	小野クリニック
医師名	小野 七生
所在地	袋井市堀越2-8-7
電話	0538-43-9833

(2) 歯科

医療機関の名称	いくかわ歯科
医師名	生川 善教
所在地	袋井市太田53-1
電話	0538-41-3400

14 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に体調急変やけが等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、必要な措置を講じます。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画書により対応します。
避難訓練	地震などの自然災害・火災を想定した避難訓練を毎月実施します。
防災設備	自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ警報器、非常警報装置
防犯設備	防犯カメラ及びモニター、留守警備及び不審者侵入通報装置
避難場所	(1) 保育園園庭 (2) 月見の里学遊館 (3) 山名小学校

16 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待防止マニュアルの配備
- (2) 職員に対する虐待防止に関する意識付けを行う。

17 賠償責任保険の加入

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険の種類	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保険の内容	対人1人3億円、1事故20億円、対物賠償2,000万円

18 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	名倉 敦子	受付責任者	
利用時間	午前9時から午後5時まで		
連絡先	電話0538-49-0571	FAX	0538-49-0709
第三者委員	河合 良二 電話 054-257-1990 明和会監事	柴田 のり子 電話 0538-55-4877 明和会評議員	
受付方法	面談・電話・文書等の方法で相談やご意見を受け付けます。		

* 要望・意見等はサービス向上改善規定の窓口を設けています。又、明和会ホームページで苦情の公開をしています。

19 個人情報の取り扱い

当園では個人情報保護に関し、個人情報保護法及び法人の個人情報保護規程により対応しております。

個人情報保護法により、入園に際し、いただいた情報及びプライバシーに関わる情報は、厳重に取扱い、許可なく第三者に開示・提供することはありません。

なお、転園の際には園児要録等個人情報の提供をする場合があります。

20 その他の事項

当園には園児保護者からなる保護者会があり、活動を行っています。

重要事項説明書についての同意書

令和7年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 社会福祉法人 明和会 明和第一保育園

説明者 主任保育士 名倉 敦子

私は、明和第一保育園の利用にあたっての重要事項説明書による説明を受け、その内容に同意します。

保護者住所 袋井市

保護者氏名 _____

児童名（続柄） _____ ()